

令和7年度 岐阜県立揖斐特別支援学校経営計画

学校教育目標

いきいき のびのび かがやこう

1 はじめに

本校は、「こどもかがやきプラン」により平成21年4月に開校した。児童・生徒が生活している地域で適切な支援を受け、個に応じた指導の充実と保護者・地域との心の通った連携の充実により「障がい児者の社会参加と自立」を促進することを願ってスタートした。

学校教育目標の「いきいき のびのび かがやこう」は、ここで学ぶ児童生徒のあるべき姿を示すものとして開校時に掲げられ、それ以来受け継がれてきた教育目標であり、そこに込められた思いは立ち返るべき原点である。

一方、専門性の欠如が起因となった過去の試練についても忘れてはならない学校課題である。先人たちが苦難の上に紡いだ次の言葉を忘れることなく日々の教育活動を進めなくてはならない。

【5つの行動指標】

笑顔で挨拶
コミュニケーションを大切にした学校づくり
一人一人に応じたきめ細かい支援
職員の資質向上
美しい環境づくり

これらは、私たちが目指すべき理想とする学校像を示していると考え。一つ一つメッセージにこだわり、あらゆる教育的活動を通じて命あるメッセージとしなければならない。

2 目指す学校像

- 1 児童・生徒が、学びたくなる学校
- 2 保護者が、わが子を託したくなる学校
- 3 地域の人が、訪ねたくなる学校
- 4 教職員が意欲をもって働ける学校
- 5 児童生徒の自立と社会参加を実現する学校

3 育てたい子ども像

- 1 健康な身体と素直で豊かな心を育む。(生きる)
- 2 生活に生かせる学力を身に付ける(分かる)
- 3 自ら考えて行動する力を育てる(考える)
- 4 自分の役割を最後までやり抜く力を育てる。(責任を果たす)

4中期的目標とその達成に向けた方策

軸となる方向性

本校が掲げる「いきいき のびのび かがやこう」を具現化するために、教育活動の基盤となる授業改善を常に念頭において、日々進化することを目指す。さらには、その基盤となる学習指導要領や県教育委員会の基本方針に対する理解を深めるべく、職員研修を確保する。加えて、個々の努力の上に成り立つ実践に対して、互いに敬意を払いつつ、さらなる向上を目指し高めあう気風を培う。これらのことを通じて、私たち一人一人の職員にとって「やりがいのある職場」を作っていき、ひいては本校で学ぶ児童生徒の成長を保証することにつなげていきたい。

(1)【学校運営】

- ①岐阜県立揖斐特別支援学校教職員倫理要綱(案)及び行動指針(案)に基づき、児童・生徒の人権を最大限尊重する学校づくりを行う。
- ②岐阜県職員倫理憲章を遵守し、誠実・公正に県民の期待に応える学校づくりを行う。
※教職員は、法令を遵守することはもとより、業務執行のために所属で定められたルールや組織で決定した方針等には当然に従わなければならない。
- ③業務分担と責任を明確化し、管理職や校務分掌部長を中心として業務の進行管理の徹底を図る。
- ④迅速な課題解決のため管理職、校務分掌部長および各主任・教諭のラインによる組織体制を強化する。
- ⑤管理職及び事務室を中心として効果的で効率的、透明性のある予算編成及び予算執行に努める。
- ⑥医療的ケアに対する見識を深め、医ケア対象児の実態により、安心・安全に対応できる本校医療的マニュアルの充実を図る。
- ⑦災害に強い組織的な防災体制を構築することを通して、児童生徒及び職員の命を守り抜く。
- ⑧校内外における教育活動を広く発信するために、学校の公式ホームページを積極的に活用する。
- ⑨社会参加と自立の側面、並びに職員の働き方改革を推進するために、積極的に外部人材を招聘し協力してもらう。特に、高等学校、大学等からのボランティアを受け入れるための受け皿を整備する。

(2)【学習指導】

- ①学習指導要領等を踏まえ、発達年齢だけでなく、生活年齢を加味した各学年における「いきいき のびのび かがやく」姿をどのように育成するか、教育内容の整理・検討を継続して進める。
- ②アセスメントに基づいた児童・生徒一人一人の障がい特性に応じた課題設定を行い、実践、検証、改善を怠らない指導を行う。
- ③外部専門員の助言を活用し、保護者の願いを可能な限り実現する質の高い授業づくりを行う。
- ④ICT機器を授業に積極的に取り入れ、デジタル技術を活用した分かりやすい授業を行う。
→学習や活動の成果を積極的に発信する。
- ⑤児童・生徒の自立と社会参加を促し、豊かに自分らしく生きるためのキャリア教育を充実させる。

(3)【キャリア教育】

- ①保護者会、便り等を活用し、国や県の動き、地域の動き等について情報提供を積極的に行う。
- ②キャリア教育の視点で、小学部から中学部までの系統性を整理し、揖斐特別支援学校の教育内容を整理し、保護者や地域、関係機関に分かりやすく周知する。
- ③職業教育を推進するため、他校の実践事例に触れたり、本校での取り組みを広く公表したりすることを通して、支援内容の改善向上を図る。

(4)【生活指導】

- ①児童・生徒が安心・安全な学校生活を送るために必要な学校の環境整備を進める。
- ②挨拶、身だしなみなどの基本的な生活習慣を確立し、生活年齢を踏まえた規範意識の醸成を図る。
- ③児童・生徒の心身の変化を把握し相談活動を通して、いじめや自殺等を未然に防ぐなど、健全育成に取り組む。
- ④生活年齢、発達年齢を踏まえ、段階的な指導に基づく保護者と連携した自力通学の指導を行う。
- ⑤命を守る訓練や防災教育を通して、児童・生徒に自分の身は自分で守る「自助」の意識を育てる。
- ⑥学校保健計画に基づき児童・生徒の健康づくりを推進する。学校環境規準に基づいた定期的な検査を組織的・計画的に実施し、改善を速やかに実行する。
- ⑦発達段階に応じた「食育」の指導を行い、食生活の改善を図る。

(5)【特別活動・その他】

- ①小学部から高等部までの系統性のある行事計画により、児童・生徒の主体的に考え、学び、行動する力を育成する。
- ②自己選択・自己決定する機会を積極的に設け、自分の行動に責任をもたせる指導を行う。
- ③障がい児教育のセンター校として特別支援教育コーディネーターを中心に校内外（担任・学年・地域・関係機関）に対する相談・支援活動の充実を図る。
- ④特別支援教育について地域に発信するとともに、地域のリソースを活用するなど、地域に貢献し、地域の力を借りるより良い相互関係を築く。
- ⑤学校課題に対応した校内外の研修を積極的に受講し、特別支援教育の専門性の向上に努める。
- ⑥教育実習や若手教員研修、OJTを通して、未来の特別支援教育を担う人材を組織的に育成する。
- ⑦学校閉庁日や定時退庁日の設定などを通して、ワークライフ・バランスの実現に努める。

5令和7年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

(1)【学校運営】

- ①教職員一人一人が、学校における自己の担当する職務に精励する。（通年）
→個々の適性に応じ、適切な役割を分担するとともに、新規業務分野にも積極的に人材登用を行い、人材育成を進める。
- ②本校が培ってきた教育実践のノウハウを継承しつつも、時代の流れに柔軟に対応する改革意識を

もち、学校運営に主体的に参加する。また、管理職、校務分掌部長、主任等と連携しながら意識的に組織的に業務を遂行する。

(定例の会議を見直し、職務遂行上必要なコミュニケーションは適時適切に行う)

- ③全校研究会を位置づけ、年度後半には「公開授業研究会」を実施し本校の取組の成果を広く発信する。職員は自己研鑽に勤め、一つの授業にこだわり、チームの同僚と一丸となって児童生徒の育成にあたる。
- ④研究授業について、積極的に参観し、授業を参観で参考になる点、改善点などを指摘し合い、授業力の向上に努める。研究授業参観に当たっては、各学年等で体制を取りながら参観できるようにする。(所属する部だけでなく、他学部授業を積極的に参観する)
- ⑤ヒヤリハット、事故、児童・生徒の体調の変化等について、管理職まで即報告があがる体制を強化する。(100%) ※ヒヤリハット事例を積極的に共有する気風を作る。
- ⑥自律的・継続的視点から学校評価を行い、全教職員で学校運営の適正化に努める。(年1回)
- ⑦公立学校の教職員としての自覚を常にもって、保有個人情報の保護、守秘義務を厳守するとともに、自らサービスの厳正と健康の保持・増進に努めるなど、服務規律を遵守する。
(机上の整理整頓・教室や職員室の整理整頓・清潔維持)

(2)【学習指導】

- ①児童生徒の実態に即した「できる状況づくり」に努め、積極的に授業提案をする。
(全教員：通年)
- ②社会参加と自立を念頭におき、積極的に外部の諸機関とかかわったり、販売会や発表会等の学習の機会を設けたりする。(全教員：通年)
- ③児童・生徒の妥当性に基づくアセスメントをもとに、学習環境の整備やICT機器等デジタル技術(GIGA スクール端末、Teams 等)を活用しながら、適切な課題設定に基づく指導を行う。(全教職員：通年)
- ④担当の児童・生徒の障がい特性に応じた教材教具を開発する。(1人2点以上、うち1点はICT教材とする)
- ⑤図書の拡充をするとともに、図書室を積極的に活用し、読書活動を充実させる。(通年)

(3)【進路指導】

- ①保護者が早期の段階から、児童・生徒の将来をイメージできるような進路に特化した研修会を実施する。(年2回以上)
- ②小学部高学年からの就労を念頭においた体験的学習を実施する。
(小学部高学年：2日以上、中学部：各学年1日以上)
- ③生活年齢や発達年齢を考慮しながら、児童・生徒に身に付けさせたい力を的確に把握して指導を行う。(通年)
- ④小学部での社会性の学習、生活科、自立活動等、中学部での社会性の学習、作業学習等の中で与えられた役割を最後まで責任をもって果たす場面を意識的に設定する中で、キャリア教育の充実を図る。(通年)

(4)【生活指導】

- ①児童・生徒の通学を支援するスクールバスの安全な運行。(通学指導:随時)
- ②日常生活の指導、給食の時間などを通して、衣服の着脱、排せつ、摂食などの ADL の向上を図る。(通年)
- ③学校生活全般をととして、規律を守ることの大切さを指導し、児童・生徒の規範意識を育てる。(通年)
- ④人や物を慈しみ思いやる気持ちを育てるために意識的に場面を設定し、生活年齢、発達年齢、障がい特性に応じた指導を行う。(通年)
- ⑤児童・生徒の自立と社会参加を目指した自力通学の指導の推進。(通年)
- ⑥大地震・火災等を踏まえた、実効性のある命を守る訓練を実施する。(年間11回以上)
※「命を守り抜く」という姿勢にこだわった訓練
- ⑦不審者対応訓練、緊急時対応訓練を実施する。(年各1回)

(5)【特別活動・その他】

- ①児童・生徒の自主性を高め、自ら学び行動する力を養うための学校行事・学部行事・学年行事を計画、実施する。(通年)
- ②児童・生徒に自己選択・自己決定する機会を係活動等で積極的に設け、責任をもたせる指導を行う。(通年)
- ③市立小・中学校と連携し、小学部・中学部に在籍する児童・生徒の交流及び共同学習を促進する。(小学部1年を除く小学部:各学年1回以上、中学部:学部1回以上)
- ④地域住民との交流をととして、障がい者理解・推進を図る。(高等部:年1回以上)
- ⑤特別支援教育コーディネーターを中心に、本校の通学区域内の揖斐郡内各小・中学校並びに幼稚園・保育園への出前授業、巡回相談の要請に応え、この地域の特別支援教育の充実に貢献する。あわせて、障がいのある幼児・児童・生徒の保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関に確実につなげる。(通年)
- ⑥学校保健委員会を開催し、学校医や学校歯科医等の指導・助言を受けて、学校や家庭が連携して、児童・生徒の健康づくりを推進する。(年2回以上)
- ⑦全校研究テーマ「一人ひとりが『いきいき・のびのび・かがやく』授業をつくる」に基づき、研究グループを組織し授業研究を行う。
研究方法、研究計画については、専門性向上推進部が進行管理を行う。
(全教職員公開授業研究会(プレ)を9月に、(公表会)を12月に行う)
- ⑧障がいのある児童・生徒への指導技術を高めるために職員研修を行う。(別途計画:専門性向上推進部)
- ⑨豊かな食生活を目指した栄養教諭との連携による食育の推進(栄養教諭・健康安全部)
- ⑩学校保健安全計画に基づく個別・集団に向けた保健管理・保健教育の充実(養護教諭:通年)
- ⑪教職員のライフ・ワーク・バランスに努める。(学校閉庁日:夏季休業中5日、水曜日・8の日)